

様式第1（第4条関係）

労働条件の確保についての報告に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約条項は、町と東郷町公契約条例施行規則（令和2年東郷町規則第39号）第2条に規定する公契約（以下この様式において「特定公契約」という。）を締結した者（以下この様式において「受注者」という。）に対し、東郷町公契約条例（令和2年東郷町条例第1号）第9条第2項の規定に基づく労働条件の確保についての報告を求めるに当たり、必要な事項を定める。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される特定公契約（以下「本契約」という。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行において自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（東郷町公契約条例に関する事務取扱要領様式第2）を作成し、本契約締結後遅滞なく町長に提出するものとする。

2 受注者は、本契約に係る事業の一部を第三者に請け負わせ又は委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は委託に係る契約締結後遅滞なく町長に提出するものとする。

3 受注者は、下請負者が本契約に係る事業の一部をさらに第三者に請け負わせ又は委託するときは、当該下請負者を通じて労働条件報告書を当該第三者に作成させ、当該請負又は委託に係る契約締結後遅滞なく町長に提出するものとする。

4 前項の規定は、数次にわたって請負又は委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、受注者は、全ての下請負者の労働条件報告書を提出するものとする。

5 受注者は、特定公契約の契約期間が1年を超えるときは、本契約締結日から起算して1年を経過するごとに、遅滞なく労働条件報告書を町長に提出するものとする。